

○消防庁告示第八号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第一号（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和五年五月三十一日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第二 用語の定義 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「二〇七 略」 八 最大投入量 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等において、当該対象火気設備、器具等に一度に投入することができる固体燃料の量のうち、通常燃焼に達するために必要な量を行う。 第四 運用上の注意 第三に定める離隔距離の決定に当たつての運用上の注意は、次の各号に定めるものとする。 「二〇四 略」 第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返し試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 一 当該試験の実施前に、三時間を限度として対象火気設備、器具等を予熱することができること。 二 一のサイクルの終了後、次のサイクルを開始するまでの間、燃焼状態を維持すること。 三 最後に実施するサイクルにおいて、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度を示していないこと。 第六 火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 通常燃焼時において、対象火気設備、器具等の表面の温度上昇が定常状態に達したとき又は対象火気設備、器具等が連続して運転可能な最大の時間まで運転したときに、当該対象火気設備、器具等の表面の温度が許容最高温度を超えないものの離隔距離にあつては、第三に定める距離にかかわらず、零とすることができる。この場合における運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるものとする。	第二 「同上」 「同上」 「二〇七 同上」 「新設」 第四 運用上の注意 「二〇四 同上」 「新設」 「新設」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。